

茨城県 犬の殺処分ゼロまでの道のり

◇茨城県の犬猫殺処分頭数は、H2（1990）年のピーク時には、27,512頭に上りました。年々減少を続けたものの、H17（2005）年からは8年連続で全国ワーストを記録。

◇H28年に「**茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例**」を定め、**県民が犬猫と共に幸せに暮らせる社会の実現**に向けて、関係団体及び市町村等と連携を深めながら新たな施策を展開。

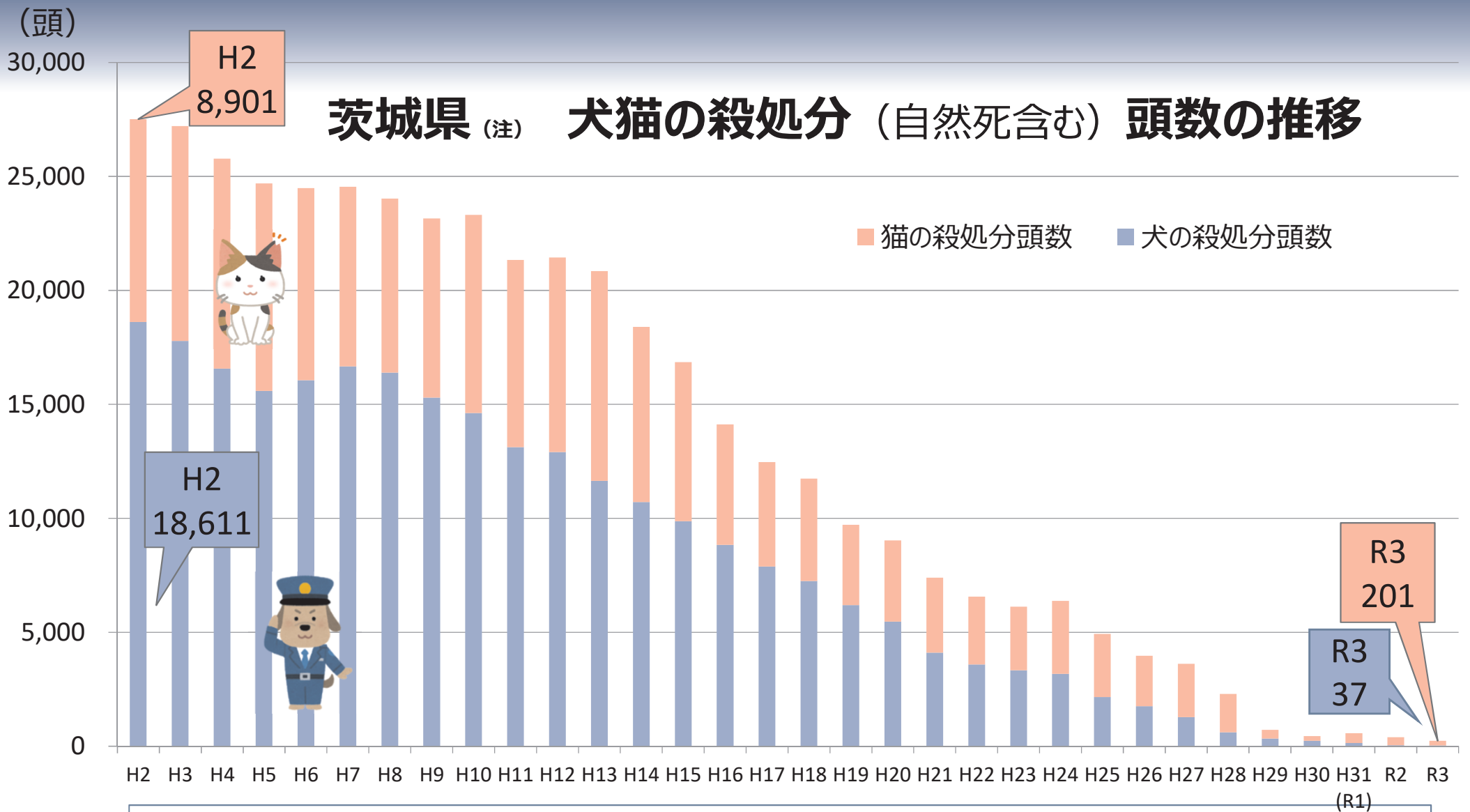
◇R元年には、不治の病気等のため安楽死など、譲渡することが不適である犬猫を除いた殺処分ゼロを達成。

R3年、犬について殺処分ゼロを達成。



引き続き、「茨城県動物愛護管理推進計画（第4期）」に基づき、動物愛護意識の啓発、適正飼養の普及啓発、犬・猫引取り業務の改善などを施策強化の柱として動物愛護の推進を図ることで、今後も殺処分ゼロの維持を目指します。





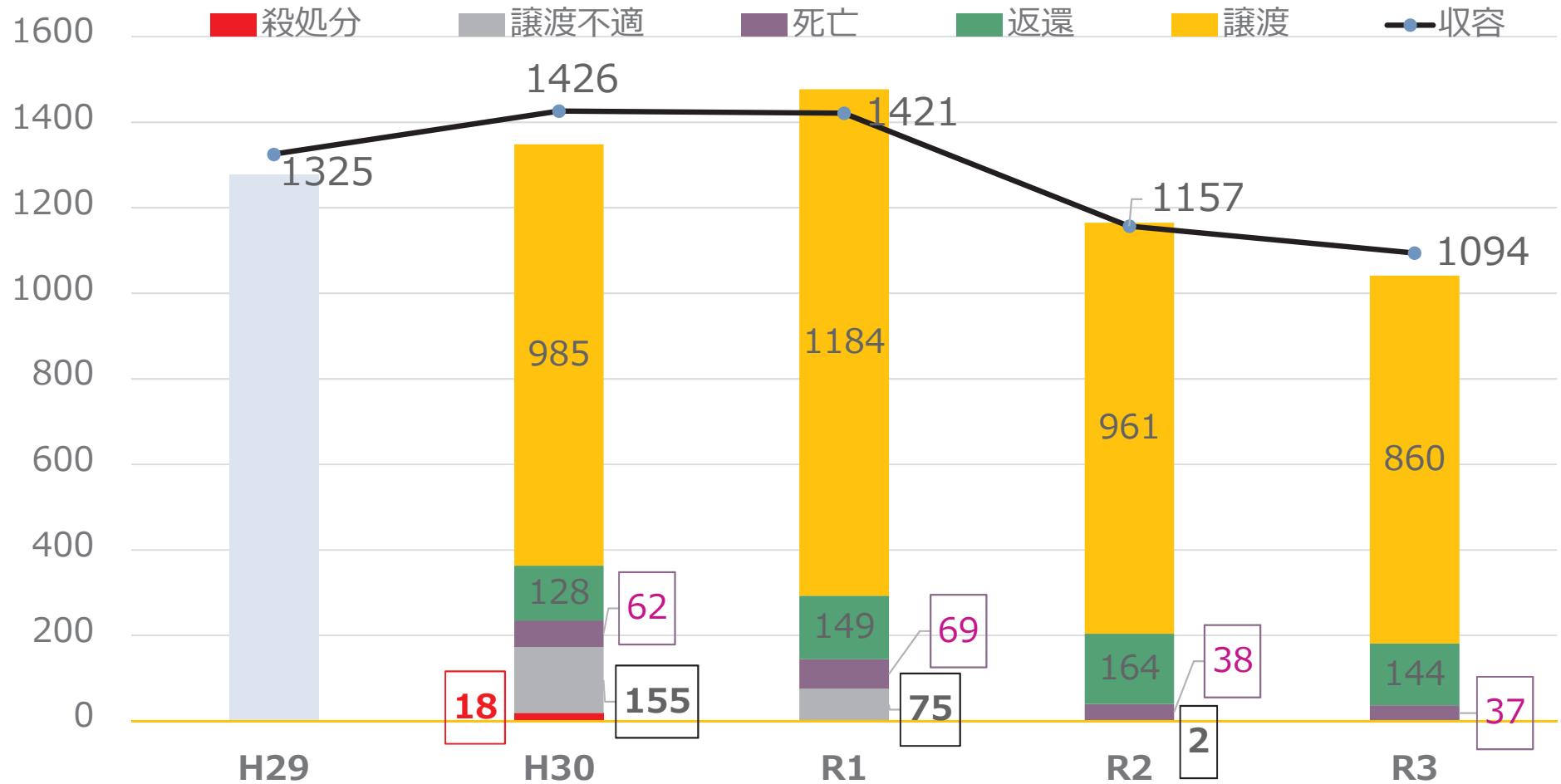
- ① H2 (1990) には、犬猫殺処分頭数は27,512頭に上ったが、年々減少し、R1には、重い病気等による安楽死を除く殺処分ゼロを達成。
- ② 茨城県動物指導センターに収容された犬猫の自然死 (病気、老衰等) は、R3には237頭 (犬37頭、猫200頭) あったため、引き続き減少に努める。

(注)茨城県動物指導センター及び水戸市動物愛護センター



(頭)

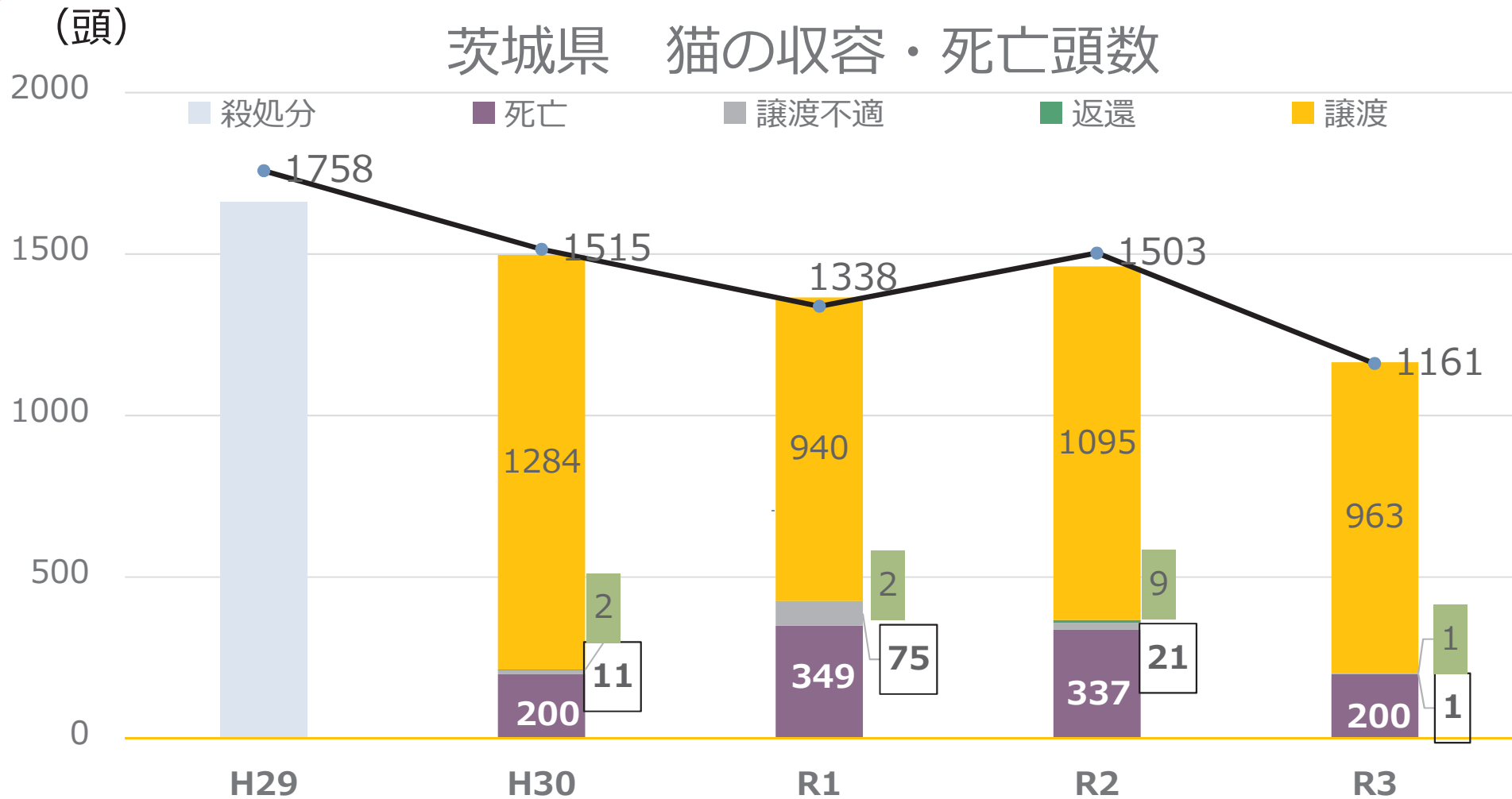
茨城県 犬の収容・死亡頭数



- ① H30の18頭を最後に、R1以来、殺処分は行っていない。
- ② 譲渡不適による処分（不治の病気等による安楽死）も年々減少し、R3ゼロを達成！
- ③ 收容頭数は年々減少し、13%は無事帰宅でき、8割は譲渡される。
(注：H29については、区分していない。)



茨城県 猫の収容・死亡頭数

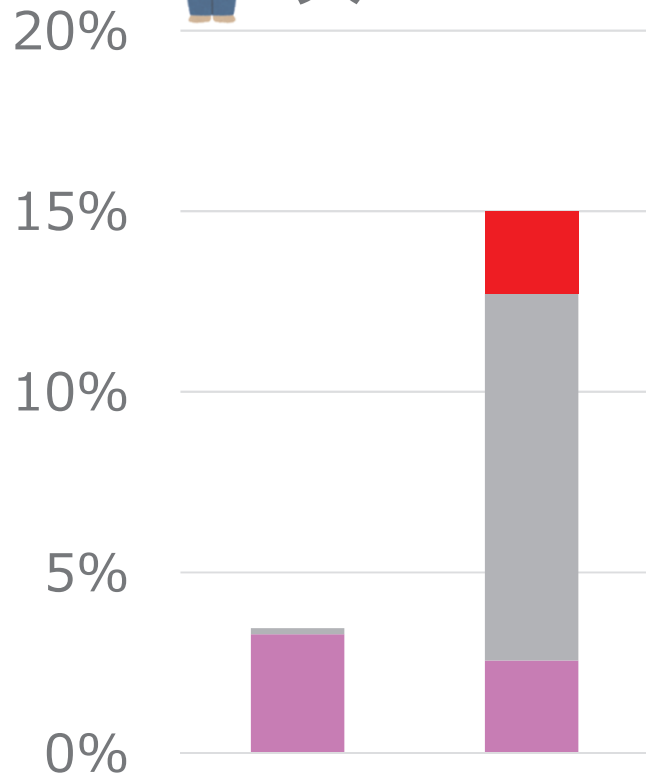


- ①H30以来、殺処分は行っていない。
- ②譲渡不適による処分（不治の病気、負傷等による安楽死）も年々減少しており、R3には水戸市動物愛護センターにおける、重度の負傷のための1件のみ。
- ③収容頭数は、おおむね減少傾向にあり、8割超は譲渡される。
- ④R1,R2における死亡の増加はウィルス感染症流行のため。
(注：H29については区分していない。)

【参考】R 2 死亡理由／收容頭数 (%)



犬

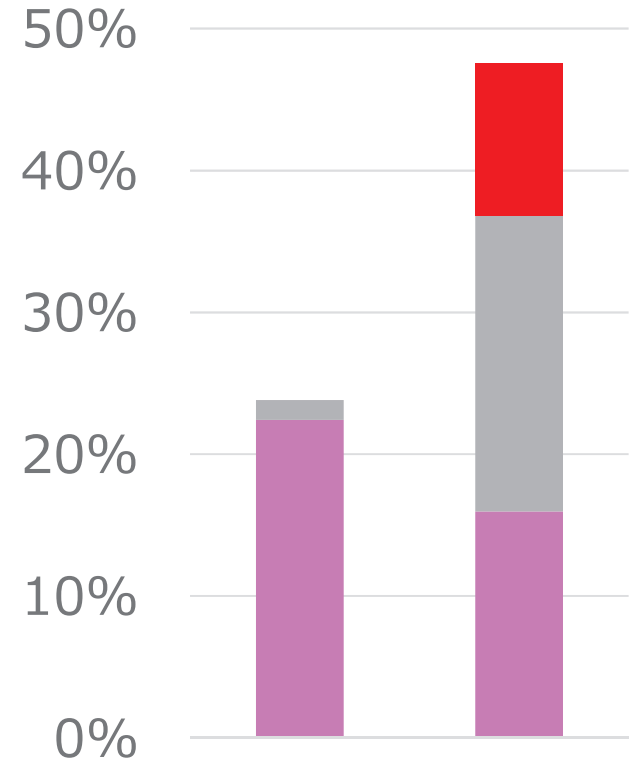


茨城 全国

殺処分	-	648
殺処分 (譲渡不適)	2	2,870
收容中死亡	38	723
收容数	1,157	28,256



猫



茨城 全国

殺処分	-	5,955
殺処分 (譲渡不適)	21	11,585
收容中死亡	337	8,878
收容数	1,503	55,586

条例及び具体的な取組

<H28制定> 茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例

- ◇ 県の責務：適正飼養の啓発、販売業者指導
- ◇ 犬猫所有者の責務：終生飼養、繁殖制限措置、所有者明示
- ◇ 販売業者等の責務：終生飼養の促進
- ◇ 所有者のいない猫に対する取組への支援
- ◇ 市町村への支援 等

反映

茨城県動物愛護管理推進計画（第4期）

～殺処分「ゼロ」に向けた取組～

主な具体的施策

- ◆ 適正な犬猫引取業務推進：終生飼養の啓発強化、飼い主負担による引取り制度継続
- ◆ 収容した犬猫の譲渡推進：ボランティア団体との連携、不妊去勢手術の実施、問題行動の是正、仔猫の譲渡推進
- ◆ 猫の適正飼養等の推進：屋内飼養の普及啓発強化、地域猫活動の支援

犬猫殺処分ゼロを目指すプロジェクト事業

【R4当初予算額 65,195千円】

茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例等を踏まえ、継続して各種事業を展開すると共に、新たに、動物指導センターから犬猫を返還・譲渡する際にマイクロチップを装着し、所有明示を促進することで、更なる収容頭数の減少を図る。

I 犬猫殺処分ゼロを目指す環境整備事業（28,195千円）

1 犬猫殺処分ゼロを目指す県民意識醸成事業

- (1) チラシ等の犬猫殺処分ゼロを目指すための啓発資材を作成し、動物愛護月間等の啓発事業において配布
- (2) ツイッター等の情報媒体による情報発信

2 地域猫活動推進事業

- (1) 市町村と連携して、地域が取り組む地域猫活動を支援
- (2) 猫の不妊去勢手術の費用の補助



3 犬猫殺処分ゼロ推進活動支援事業

- (1) 民間団体による犬猫殺処分頭数の減少につながる取組を公募
- (2) 審査会により補助事業選定された取組に対し事業資金を補助（民間団体：上限5万円、市町村動物愛護協議会：上限30万円）

4 適正飼育指導員設置事業

- (1) 犬猫の収容頭数の多い鹿行地域に人員を2名配置
- (2) 放し飼い等の不適正飼養者に対する集中的な監視指導を実施



II 譲渡犬猫サポート事業（37,000千円）

1 譲渡犬猫の飼育管理費補助事業

- (1) 動物指導センターから犬や猫を譲り受け、新たな飼い主を探す活動を行っている団体等に対し飼育管理費の一部を補助
 - (2) 犬又は猫の譲り受け1頭につき上限5千円
- 〈対象〉動物指導センターに譲渡先として登録されている団体・個人

2 譲渡犬猫の不妊去勢手術実施事業

- (1) 動物指導センターから団体等に犬又は猫を譲渡する際に、希望により不妊去勢手術を実施
- (2) 不妊去勢手術は、動物指導センター又は民間動物病院にて実施



3 マイクロチップ装着推進事業【新規】

- (1) 飼い犬又は猫にマイクロチップ装着を促進するための啓発資材を作成、配布
 - (2) 動物指導センターから犬又は猫を返還する際、再度収容されることがないように飼い主への所有明示の助言・指導を強化し、希望によりマイクロチップを装着
 - (3) 動物指導センターから犬又は猫を譲渡する際、希望によりマイクロチップを装着し、動物愛護団体等の負担を軽減するとともに、所有明示の徹底を図る
- 〈対象〉生後91日齢以上の譲渡適性のある犬又は猫に限る



人と動物が幸せに暮らせる茨城へ

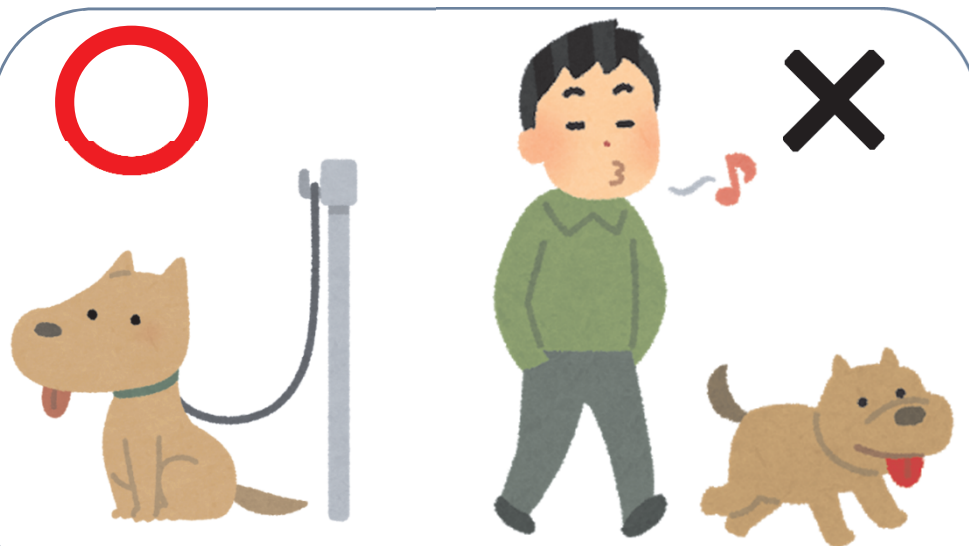
鑑札, 注射済票, マイクロチップ等



登録と狂犬病予防接種を徹底しましょう！



不妊去勢手術をしましょう！



犬はつないで飼いましょう！



猫は屋内飼養につとめましょう！